

本日ここに、第3回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第13号から議案第37号まで並びに報告第4号から報告第13号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号 筑後市印鑑条例の一部を改正する条例制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、印鑑登録においても旧氏を用いることができるようになったことから、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 筑後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年度から会計年度任用職員の制度が始まるため、当該職員の給与及び費用弁償等に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきましては、会計年度任用職員制度が始まることに伴い、関係する条例13本について、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 筑後市税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、児童扶養手当の支給を受けている者で、前年の合計所得金額が135万円以下の者の個人住民税を非課税とすることや、軽自動車税に係るグリーン化特例の見直し及び環境性能割の臨時的軽減等、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 筑後市手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、本年10月から実施される消費税及び地方消費税の税率引上げによる、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法関係の手数料を改正するものであります。

議案第18号 筑後市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、償還金等の規定を改正するものがあります。

議案第19号 筑後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

議案第20号 筑後市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、筑後市消防団員の欠格条項や分限条項から「成年被後見人又は被保佐人」を削除するものであります。

議案第21号 筑後市水田コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、同センター内のプールを廃止したことに伴い、施設の種類から「プール」を削除するものであります。

議案第22号 平成31年度筑後市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、2,776万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を203億6,507万9千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第3款 民生費の自立支援給付に要する経費は、本年10月から実施される就学前障害児の発達支援無償化に対応するため、システム改修委託料を計上するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、平成30年度決算の確定に伴い、減額するものであります。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業に要する経費は、未婚のひとり親に対し給付金を支給するため、関係経費を計上するものであります。

子育てのための施設等利用給付事業に要する経費は、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴う新たな給付制度に係る関係経費を計上するものであります。

筑後保育所施設整備に要する経費は、老朽化した筑後保育所の建て替えについて、令和4年度中の新設開所に向け、基本設計及び地質調査委託料を計上するものであります。

生活保護事務に要する経費は、国の制度改正に伴い、生活保護システム改修委託料を計上するものであります。

第4款 衛生費の予防接種に要する経費は、福岡県の事業を活用し、「麻しん・風しん予防接種費用助成事業」を実施するため、関係経費を増額するものであります。

第6款 農林水産業費の農業指導に要する経費は、「日本型直接支払制度 多面的機能支払交付金」の追加割当の内示を受けたことに伴い、交付金を増額するものであります。

畜産業に要する経費は、博多和牛のブランド力強化のため、繁殖牛の人工授精経費に対し、新たに補助金を計上するものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑后市奨学会への補助金を増額するものであります。

各種学校助成金の幼稚園就園奨励費補助金は、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化により、幼稚園利用料の無償化に係る給付制度が新設されたことに伴い、10月以降の補助金を減額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、寄附金を充てております。

債務負担行為の補正は、令和2年度から事業実施をするため

に、今年度中に契約を締結する必要がある外国語指導助手配置事業ほか2件であります。

議案第23号 平成31年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、1億4,129万円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億3,892万8千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第1款 総務費の一般管理に要する経費は、法改正に伴うシステム改修委託料を計上するものであります。

第4款 地域支援事業費の一般介護予防事業評価に要する経費は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計分析業務委託料を計上するものであります。

第5款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、平成30年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第7款 諸支出金の国県支出金等返還金は、平成30年度介護給付費等の確定に伴う国・県負担金等の返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、繰越金等を充てております。

議案第24号 平成30年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第32号 平成30年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第33号 平成30年度筑後市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 34 号 平成 30 年度筑後市水道事業剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金 3 千万円、建設改良積立金 1 億 7 千万円を計上し、翌年度繰越利益剰余金を 2, 444 万 8, 835 円とするものであります。

議案第 35 号 市有財産の処分につきましては、市に遺贈を受けた土地及び建物を公民館として使用するため、停車場行政区へ無償譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号 市道路線の認定につきましては、県道江島筑後線道路改良事業に伴い、一部区間が本市へ移管されるため、市道として認定するものであります。

議案第 37 号 市道路線の廃止及び認定につきましては、現在行き止まりとなっている市道山ノ井馬洗渕線を市道和泉トノエ徳久アサミノ線まで接続するものであり、現路線を廃止し、新規路線として認定するものであります。

報告第 4 号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、消防本部職員 3 人がポンプ車で用務先を訪問中、同車を方向転換させようと後退させた際、車体後部が訪問先の屋根に接触し、損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

報告第 5 号 平成 30 年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第 6 号 平成 30 年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第 7 号 平成 30 年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第 8 号 平成 30 年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第 9 号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第 10 号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第 11 号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度の経営状況を報告するものであります。

報告第 12 号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき、平成 30 年度の評価結果を報告するものであります。

報告第 13 号 地方独立行政法人筑後市立病院の第 2 期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき、評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。